

## 海外から身に覚えのない荷物が届いた！

海外から突然、身に覚えのない衣類や雑貨などが入った荷物がポストに投函された等の相談が全国の消費生活センターに寄せられています。配送伝票の送り主は無記名で、送付状や請求書が同封されていない場合もあります。

### 【事例】士別市40歳代 女性

宛先に英語表記で自分の名前と住所が記載された身に覚えのない荷物が、ポストに入っていた。荷物はシンガポールから届いたようだ。開封してみると、スマートフォンのカバーであった。請求書等の書類は同封されていなかった。ネット通販は利用しているが、この商品は注文した覚えがない。返品希望。

### 【ひとこと助言】

#### ■届いた商品の取り扱い方

荷物が未開封である場合、受取拒否が可能かどうか、配送業者に相談しましょう。届いた商品がいわゆる模倣品だったとすると、中身によっては、海外の発送元へ返品する行為は関税法上の問題となる可能性があります。また、誤配送を理由に、後日、送り主から商品の返還を求められる可能性についても、全くないとは言いきれません。そのため、安易に返送することは避け、一定期間保管するのが望ましいでしょう。

#### ■代金を請求されたら

令和3年7月の特定商取引法改正により、事業者が金銭を得ようとして一方的に送り付けた商品については、売買契約は成立していないため、荷物の中に請求書が入っていても支払う必要はなく、消費者は直ちに処分することができるようになりました。法律上の規定は、海外から日本国内に居住する消費者に送り付けられた商品についても適用されます。

事例では、荷物が届いた後、クレジット会社から入電があり、「6月中旬、海外の決済サービス事業者から4,068円の請求があがってきているが、利用した覚えはありませんか」と問われた。その会社のアカウントも取得しておらず利用もないと返答すると、第三者の不正利用を認めてくれ、クレジット番号を変更しました。

#### ■家族や親類を含めて注文した覚えがないか確認

最近、お祝いの贈答品等をインターネット通販で注文し、送り主が無記名なまま相手先に配送され、受け取った送り先の方が「自分は注文していない」と誤解した状況で相談するケースが増えています。今一度注文履歴を確認してください。身に覚えのない商品が届いた場合には、下記士別地区広域消費生活センターにご相談ください。

### 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

(右記アドレスからアクセスし相談内容を入力) →<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

